

令和 8 年度

赤い羽根 被災地ふるさと交流応援事業のお知らせ

● 助成の目的

東日本大震災からで甚大な被害を受けた地域のみなさんは、避難先での生活が長期化しています。特に被害の大きかった双葉郡 5 町村及び飯館村は帰還が進まず、現在の居住率は震災前と比べ 50% を下回り、新たな地域コミュニティづくりが課題となっています。福島県共同募金会では、被災した地域のコミュニティ形成の一助となるように、交流事業や支援活動に助成します。

● 対象になる団体は？

- ① 15 名以上で双葉郡 5 町村（葛尾村、富岡町、浪江町、大熊町、双葉町）及び飯館村に居住しているもしくは出身者で構成されている住民団体や NPO 法人等の非営利団体であること。
- ② 参加者の 70% 以上が、帰還者・移住者を問わず、現在の住民および当該町村からの避難者であること。
 - * 令和 7 年度赤い羽根「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金 2」被災地住民支え合い活動助成事業の助成を受けた事業に係る活動報告及び精算が終了していること
 - * 企業、政治目的を持つ団体、宗教の勧誘を行う団体から独立していること
 - * 暴力団員が構成員に含まれていないこと

● 対象になる活動は？

- 双葉郡内及び飯館村で実施する地域コミュニティ活動や交流事業
- * 応募団体が主催して実施する活動であること
 - * 助成決定後に実施する活動であること

● 助成金の金額と、助成を受けられる回数は？

- ・ 助成枠 300 万円
- ・ 助成金額は、下表のとおり、参加人数により変わります。

参加人数	助成上限額	助成額の例
20 人まで	一律 10 万円	15 人で 10 万円
21 人以上 30 人まで	10 万円+（1 名増える毎に 2.5 千円加算）	30 人で 12.5 万円
31 人以上 40 人まで	15 万円+（1 名増える毎に 2 千円加算）	40 人で 17 万円
41 人以上 50 人まで	18.5 万円+（1 名増える毎に 1.5 千円加算）	50 人で 20 万円
51 人以上 80 人まで	20 万円+（1 名増える毎に 1 千円加算）	80 人で 23 万円
81 人以上	一律 25 万円	100 人でも 25 万円

- ・ 同じ団体からは 1 年間に 2 回までの応募を可能とします。

● 募集期間と応募方法

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日（水）より随時受付、ただし、助成枠に達した時点で受付を終了します。
- ・ 地元（出身地または居住地）の町村共同募金委員会へ応募書類を郵送または持参し、団体概要や活動内容等について説明のうえ、確認欄に記名押印を得てから、応募書類を地元の町村共同募金会へご提出ください。
※ 町村共同募金委員会は、町村社会福祉協議会内にあります。

【お問い合わせ先】 **社会福祉法人 福島県共同募金会**
〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 番地（県総合社会福祉センター内）
TEL 024-522-0822（平日 8:30~17:00） FAX 024-528-1234
○メールアドレス akaihane@axel.ocn.ne.jp
○ホームページ <https://www.akaihane-fukushima.or.jp/> 赤い羽根ふるさと 検索

◎ 応募要項をよくお読みのうえ、ご応募ください。